

資料編

1. 愛知目標

愛知目標は、2010年に愛知県名古屋市で開催された第10回生物多様性締約国条約会議（COP10）において策定された「戦略計画2011-2020」で、2050年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、2020年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという20の個別目標です。

この愛知目標は、数値目標を含む、より具体的なものであり、そのうち、生物多様性保全のため地球上のどの程度の面積を保護地域とすべきかという目標11に関しては、最終的には「少なくとも陸域17%、海域10%」が保護地域などにより保全されとの目標が決められ、その他にも「森林を含む自然生息地の損失速度が少なくとも半減、可能な場所ではゼロに近づける」といった目標（目標5）が採択されています。

愛知目標は、生物多様性条約全体の取組を進めるための枠組みとして位置付けられ、我が国は愛知目標の達成に向けて、2012年に生物多様性国家戦略の改定を行い、目標の達成に向けたロードマップを示しました。

表 1-1 愛知目標全文

環境省仮訳
戦略目標 A
各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。
目標1
遅くとも2020年までに、生物多様性の価値及びそれを保全し持続可能に利用するために取り得る行動を、人々が認識する。
目標2
遅くとも2020年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発及び貧困削減のための戦略や計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定や報告制度に組み込まれている。
目標3
遅くとも2020年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するかたちで、国内の社会経済状況を考慮しつつ、負の影響を最小化又は回避するために、補助金を含む生物多様性に有害な奨励措置が廃止され、あるいは段階的に廃止され、又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。
目標4
遅くとも2020年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。

戦略目標 B

生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。

目標5

2020 年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減し、また可能な場合にはゼロに近付き、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。

目標6

2020 年までに、全ての魚類と無脊椎動物の資源及び水生植物が持続的かつ法律に沿ってかつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、それによって過剰漁獲を避け、枯渇した全ての種に対して回復計画や対策が実施され、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響が生態学的に安全な範囲内に抑えられる。

目標7

2020 年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。

目標8

2020 年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる。

目標9

2020 年までに、侵略的外来種及びその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために、定着経路を管理するための対策が講じられる。

目標 10

2015 年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力が最小化され、その健全性と機能が維持される。

戦略目標 C

生態系、種及び遺伝子の多様性を保護することにより、生物多様性の状況を改善する。

目標 11

2020 年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の 17%、また沿岸域及び海域の 10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観や海洋景観に統合される。

目標 12

2020 年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅が防止され、また、それらのうち、特に最も減少している種に対する保全状況の改善が達成、維持される。

目標 13

2020 年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、また、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。

戦略目標 D

生物多様性及び生態系サービスから得られる全ての人のための恩恵を強化する。

目標 14

2020 年までに、生態系が水に関連するものを含む不可欠なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保護され、その際には女性、先住民 ※3、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。

目標 15

2020 年までに、劣化した生態系の少なくとも 15% 以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復能力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。

目標 16

2015 年までに、遺伝資源の取得の機会(アクセス)及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。

戦略目標 E

参加型計画立案、知識管理及び能力構築を通じて実施を強化する。

目標 17

2015 年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改定生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。

目標 18

2020 年までに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する先住民の社会及び地域社会の伝統的な知識、工夫、慣行及びこれらの社会の生物資源の利用慣行が、国内法制度及び関連する国際的義務に従って尊重され、これらの社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆる関連するレベルにおいて、条約の実施に完全に組み入れられ、反映される。

目標 19

2020 年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基盤及び技術が向上し、広く共有され、移転され、適用される。

目標 20

遅くとも 2020 年までに、戦略計画 2011-2020 の効果的な実施に向けて、あらゆる資金源からの、また資源動員戦略において統合、合意されたプロセスに基づく資金動員が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される可能性がある。

出典：環境省 ウェブサイト みんなで学ぶ、みんなを守る生物多様性 愛知目標
http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/aichi_targets/index_03.html

最終閲覧日：平成 30 年 3 月 26 日

2. 持続可能な開発目標(SDGs)

1) SDGsとは

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



出典：国連広報センター

図1 持続可能な開発目標（SDGs）

2) SDGsと生物多様性について

持続可能な開発目標（SDGs）と生物多様性は密接な関係にあります。

例えば、「14. 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用」、「15. 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性」は、直接的に海域や陸域の資源の保全を目標に掲げています。

また、私たちの住む都市の環境に係る「11. 持続可能な都市」は生態系サービスの調整サービスに、「6. 水・衛生の利用可能性」、「12. 持続可能な消費と生産」は供給サービスと深く関係しています。

さらに、「7. エネルギーへのアクセス」は資源利用、「9. 強靱なインフラ、工業化・イノベーション」、「13. 気候変動への対処」は、地球温暖化などによる気候変化に対する適応策としてのグリーン・インフラストラクチャー、グリーン・レジリエンスや Eco-DRR（ecosystem-based disaster risk reduction）といった生態系を活用した国土づくりと関係があります。

表 2-1 17 の目標と生物多様性目標（愛知目標）との関係

17 の目標	関連する愛知目標
1. 貧困の撲滅	2,6,7,14
2. 飢餓撲滅、食料安全保障	4,6,7,13,18
3. 健康・福祉	8,13,14,16,18
4. 万人への質の高い教育、生涯学習	1,9
5. ジェンダー平等	14,17,18
6. 水・衛生の利用可能性	8,11,14,15
7. エネルギーへのアクセス	5,7,14,15,19
8. 包摂的で持続可能な経済成長、雇用	2,4,6,7,14,16
9. 強靱なインフラ、工業化・イノベーション	2,4,8,14,15,19
10. 国内と国家間の不平等の是正	8,15,18,20
11. 持続可能な都市	2,4,8,11,14,15
12. 持続可能な消費と生産	1,4,6,7,8,19
13. 気候変動への対処	2,5,10,14,15,17
14. 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用	2,3,4,5,6,7,8,10,11,12,14,15,17,19
15. 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性	2,4,5,7,9,11,12,14,15,16
16. 平和で包摂的な社会の促進	17
17. 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化	2,17,19,20

注）愛知目標の番号は、資料編 表 1-1 に示す愛知目標の番号に対応している。

出典：「Biodiversity and the 2030 Agenda for Sustainable Development. Technical Note.」（CBD、2017）を一部改変

3. 生態系ネットワーク(生態的回廊)の分析結果

1) 検討の目的

生物多様性そうか戦略の策定に当たり、本市の生きものの生息環境である緑地や水域の現状を分析し、生物多様性保全を推進するための施策の検討に資する情報を整理する必要がある。

ここでは、緑地や水域の空間分布の状態から、生きものの生息環境の連続性について解析を行い、生物多様性保全施策の進捗状況を管理する指標のひとつとしてのデータベースの構築を目指す。

2) 指標種の設定方針

本市の土地利用は、住宅地による市街化が進んだ都市的空間であることから、生態系ネットワークの解析を行う指標種は、以下の条件で選定することとした。

- ① 飛翔能力・移動能力が高い（障害物や段差、舗装道路の多い都心部での生息が困難な地表徘徊性の動物は選定しない）。
- ② 見付けやすく同定しやすい（モニタリング調査で確認しやすい、一般の方が親しみをもてる）。
- ③ 生息条件が比較的明確で、環境の指標性が高い（GIS によるネットワーク分析や検討がしやすい）。
- ④ 人との共存が可能（土地利用の状況を考慮）。

なお、指標種の設定に当たっては、「都市の生物多様性指標」（国土交通省 都市局 公園緑地・景観課）（素案は平成 25 年 5 月公表、簡易版は平成 28 年 11 月公表）に示された指標種設定の際の留意事項（表 3-1 参照）も考慮した。

表 3-1 「都市の生物多様性指標（素案）」（国土交通省）における生態系ネットワークの評価指標種設定の際の留意事項

【留意事項（抜粋）】
・評価指標となる動植物種は、樹林地、草地等の陸域を主な生息・生育環境とする種、水辺を主な生息・生育環境とする種をそれぞれ設定することが望ましい。
・評価指標の設定に当たっては、有識者の助言を踏まえるものとする。
・連続性のある緑地等とみなす緑地等間の距離、地理的障害の条件は、評価指標となる動植物種に合わせて定義することが望ましい。

資料）「都市の生物多様性指標（素案）」（国土交通省 都市局 公園緑地・景観課、平成 25 年 5 月）における「指標 3 都市におけるエコロジカルネットワークの状況」の留意事項

上記の条件を踏まえ、鳥類、チョウ類、トンボ類から選定することとした。

3) 指標種の選定

3.1 鳥類

指標種は、「小規模でも街路樹等の点在する緑地を効率的に利用する種（都市的空間においても生息し得る種）」、「一般の方が親しみをもちやすく同定しやすい種（鳴き声や糞等による人との軋轢が生じにくい種）」、「環境の指標性が高い種（ジェネラリストを除く種）」、「生息環境や生態（行動条件）が比較的良好にわかっている種（GIS による解析に適した種）」を選定の条件とした。

上記の条件から、今回は樹林性である「コゲラ」、「メジロ」を選定した。

3.2 チョウ類

チョウ類の分布は、幼虫の「食草・食樹」や成虫の「吸蜜植物」に左右されるが、これらの植物の分布は現地調査でしか得られない（現状得られるデータでは解析が困難である）。

このため、チョウ類の生態系ネットワークの解析では、特定の指標種は設定せず、樹林・林縁・草地まで「多様なチョウ類」の生息が推定される緑地のネットワークを解析する方針とした。

3.3 トンボ類

トンボ類の生息は、開放水面の割合や水生植物の存在など、水辺の質（微環境）に大きく影響されることが知られており、これらのデータは現地調査以外では得られないデータである。

このため、トンボ類の指標種は、下記の選定条件を基に、水域のネットワークを大まかにとらえられる種として「シオカラトンボ」を選定した。本種は、開放水面を好み、小規模な学校のビオトープ池等でも誘致が可能で、移動分散距離も 1 km 程度あることから、水辺創出後に真っ先に利用する種である。

4) 解析方法と結果

4.1 鳥類

(1) コゲラ

① 解析方法

コゲラの解析条件は、コゲラの生態や行動特性に関する既存資料を収集・整理して設定した（表 3-2 参照）。なお、今後、コゲラに関する新たな知見の集積や都市部における生息状況の変化等があった場合は、必要に応じて条件の見直しを行うことが望ましい。

表 3-2 コゲラの解析条件の設定根拠

区分	解析条件	設定根拠
繁殖地の条件	【規模】 2.0ha 以上の広さの連続した樹林	・「コゲラの営巣環境に関する研究」（真下由紀、1999 年）（「都市公園」No146,p.81）
	【樹高】 樹林地の樹高 3.0m以上 ⇒使用できるデータがないため 不採用	・「繁殖期におけるコゲラの HSI モデル」（利根川将充・亀山章、2005 年）（「日本緑化工学会誌」Vol.31,No.1,p.209） ・「コゲラの営巣環境に関する研究」（真下由紀、1999 年）（「都市公園」No146,p.78）
	【被度】 樹林地における高木（樹高 3.0m以上）の被度が 70% 以上 ⇒使用できるデータがないため 不採用	
	【質】 被度の 40%以上が、樹高 7.0 m 以上の樹木で構成（樹林地の成熟度を考慮） ⇒使用できるデータがないため 不採用	・「馬事公苑（東京都内）武蔵野自然林の植生とコゲラの穴木分布」（石田健・多賀レア、1988 年）（山階鳥研報 Strix 7）
採食地等の条件	・コアの林縁部から 500m内にある樹林（1 次的利用：1 次サテライト）	・「コゲラの分布・生態・形態的特徴と分布変化の要因」（石田健）（「日本生態学会大会講演要旨集」Vol.41st,p.127）

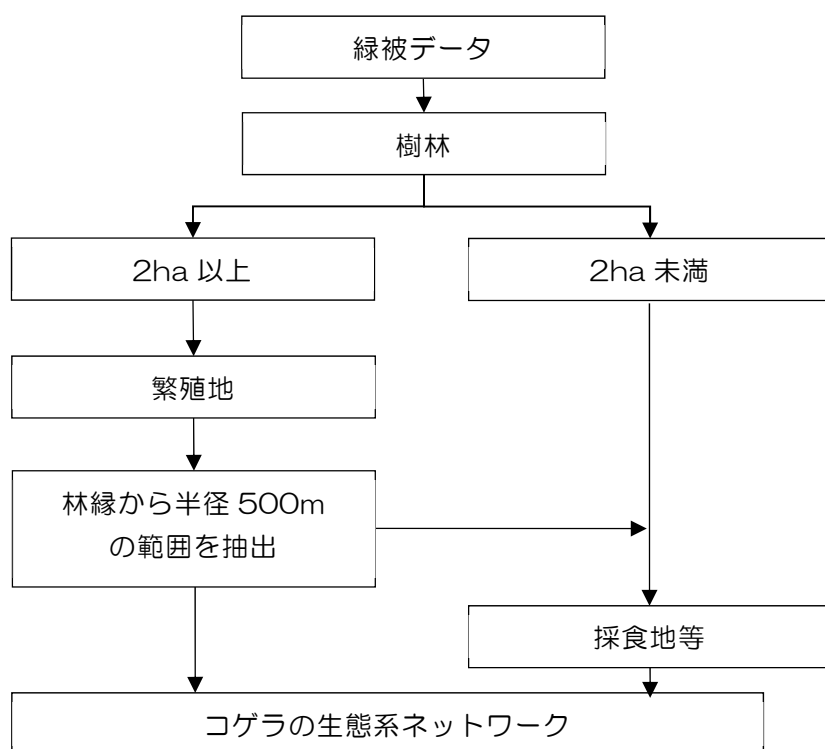


図 3-1 コゲラの生態系ネットワーク解析手順

② 解析結果

コゲラの生態系ネットワークの解析結果は図 3-2 に示すとおりである。

繁殖地の条件に合致したのはそうか公園の樹林のみであり、平成 28 年度生きもの調査における繁殖期のコゲラの確認状況と整合している。

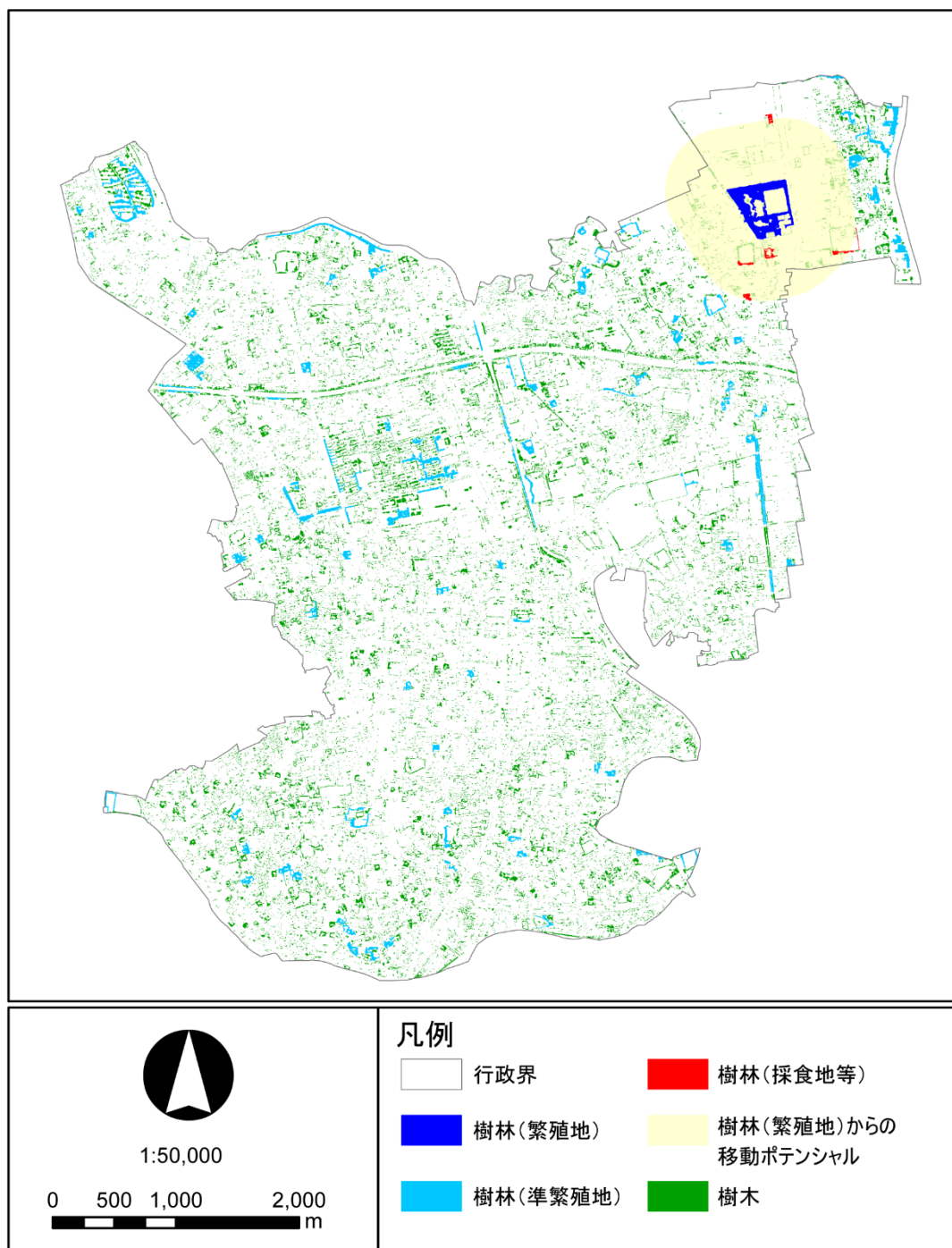


図 3-2 コゲラの生態系ネットワーク解析結果

(2) メジロ

① 解析方法

メジロの解析条件は、メジロの生態や行動特性に関する既存資料を収集・整理して設定した（表 3-3 参照）。なお、今後、メジロに関する新たな知見の集積や都市部における生息状況の変化等があった場合は、必要に応じて条件の見直しを行うことが望ましい。

表 3-3 メジロの解析条件の設定根拠

区分	解析条件	設定根拠
繁殖地の条件	【規模】 0.75ha 以上の連続した樹林	・「ハビタットモデルで予測する都市緑地への野鳥の生息可能性」（橋本啓史、2011 年） ・「冬期における森林面積と鳥の種数との関係」（平野・石田・国友、1989 年）
	【樹高】 樹林地の樹高 1.5m 以上 ⇒使用できるデータがないため不採用	・「原色日本野鳥生態図鑑＜陸鳥編＞」（中村登流・中村雅彦編、1995 年）
採食地等の条件	【距離】 移動距離：繁殖地の林縁から半径 300m	・「生態的ネットワーク計画のための評価手法の提案－洲本市を事例として－」（橋本・伊藤・三井・片岡・一ノ瀬・美濃・斉藤、2002 年）
	【樹高】 樹林地の平均高さ 3.0m 以上 ⇒使用できるデータがないため不採用	・「公園緑地における鳥類の出現状況と公園緑地の植生及び周辺土地利用との関係に関する研究－都市域における生態的ネットワーク計画の構築のための基礎的研究－」（一ノ瀬友博、2002 年）
	以下の 2 条件を満たすと、安定した利用が可能 ①「常緑広葉樹」を含む樹林 ⇒使用できるデータがないため不採用 ②林縁から半径 50m 内の樹林地率が 4 割以上	・「原色日本野鳥生態図鑑＜陸鳥編＞」（中村登流・中村雅彦編、1995 年） ・「都市域における道路およびその周辺の緑化が生態的ネットワークに果たす役割についての調査研究」（一ノ瀬友博、2005 年） ・「公園緑地における鳥類の出現状況と公園緑地の植生及び周辺土地利用との関係に関する研究－都市域における生態的ネットワーク計画の構築のための基礎的研究－」（一ノ瀬友博、2002 年）

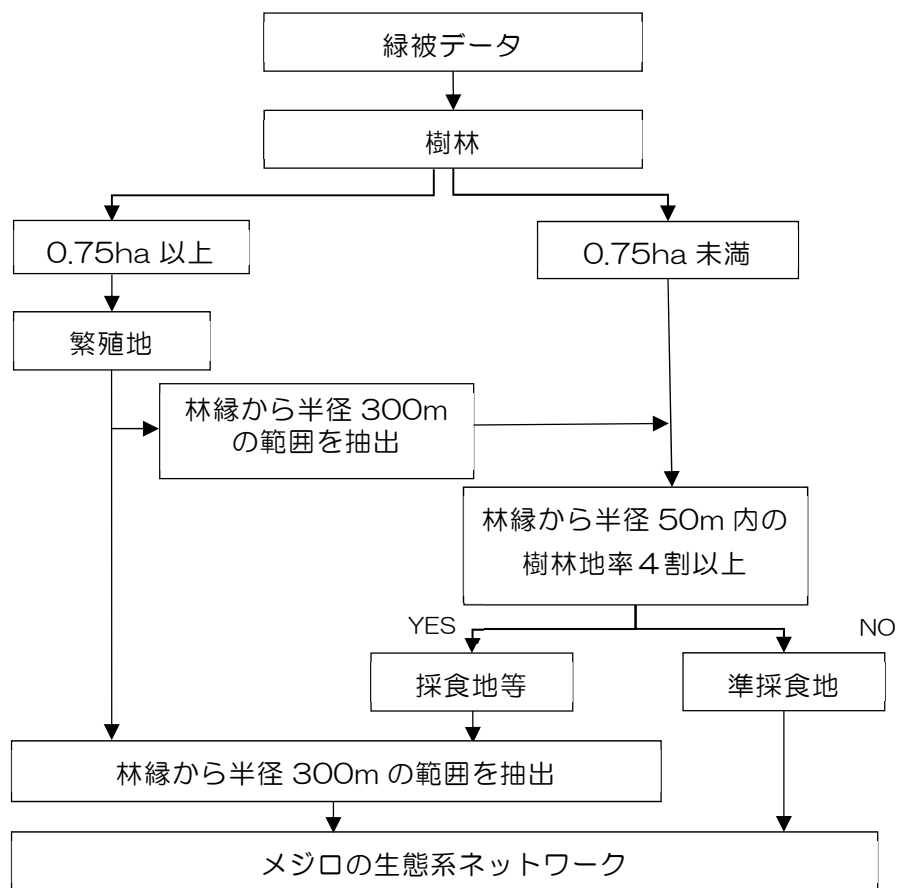


図 3-3 メジロの生態系ネットワーク解析手順

③ 解析結果

メジロの生態系ネットワークの解析結果は図 3-4 に示すとおりである。

市内では、ネットワークは北側に偏っている。ただし、平成 28 年度生きもの調査によれば、市の南側においても繁殖期に確認されており、市外とのネットワークも存在する可能性がある。

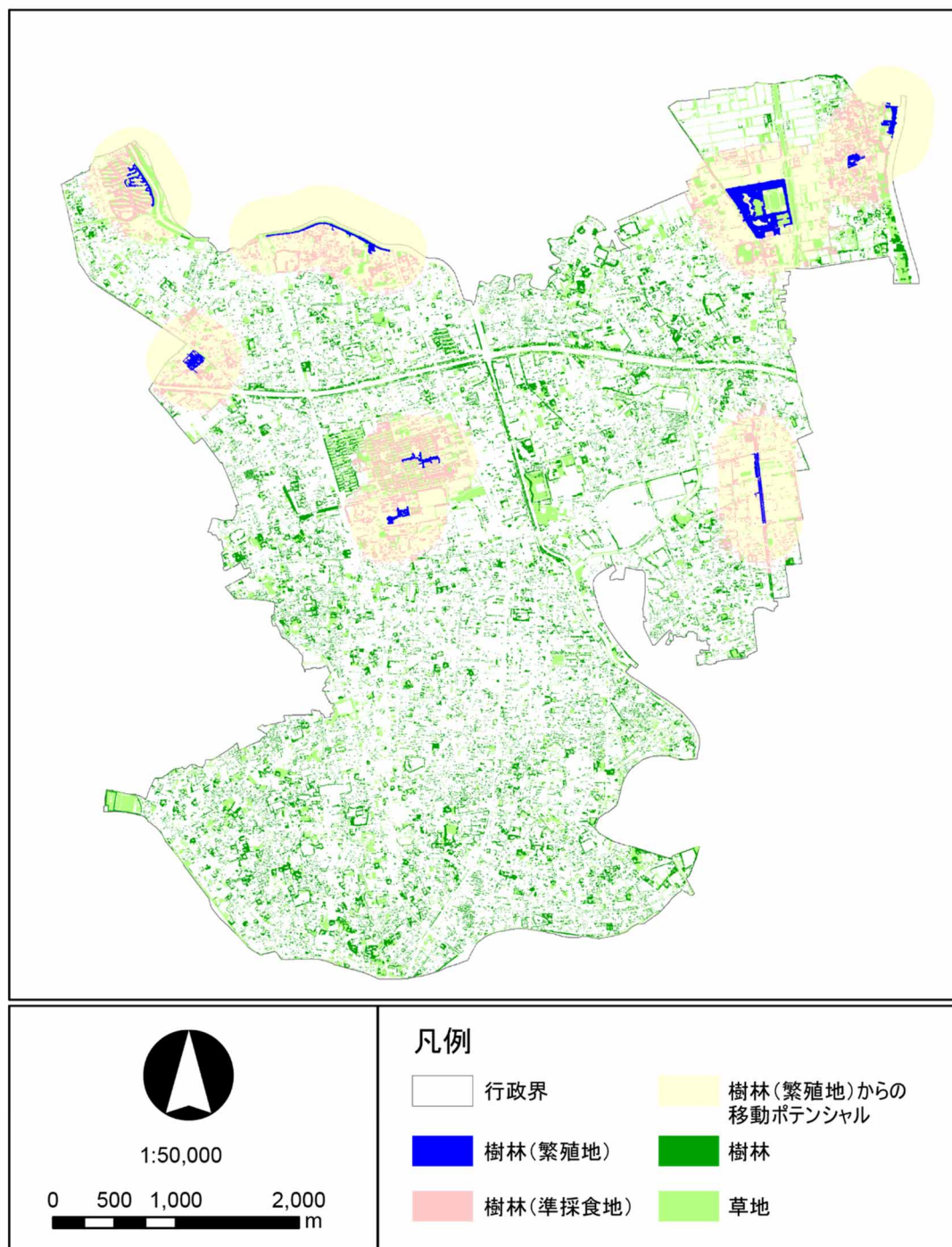


図 3-4 メジロの生態系ネットワーク解析結果

4.2 チョウ類

(1) 多様なチョウ類

① 解析方法

チョウ類では、多様なチョウ類の生息が推定される緑地を抽出し、これらの緑地をつなぐネットワークを描く方針とした。チョウ類は、幼虫の食草・食樹や成虫の吸蜜植物が種によってそれぞれ異なり、樹林性、林縁性、草地性の種が存在することが知られているため、「樹林と草地の両方が接する緑地」を抽出する方針とした。

チョウ類の多様性は、緑地の面積の影響を受けることが知られている。このため、ある程度多様な環境を包含すると考えられる1 ha 以上の緑地を「コア」とし、コアから分散して二次的に利用する緑地を「準コア」（0.5ha 以上 1.0ha 未満の緑地）とした。チョウ類は種によって、移動距離が大きく異なるが、表 3-4 に整理した距離を参考として、バッファの距離は「コア林縁から半径 500m」とした。

表 3-4 移動分散の距離に関する記載

チョウ種名	移動分散の距離	出 典
オオルリシジミ	最大約 560m	江田慧子・中村寛志(2010)「長野県安曇野におけるオオルリシジミ成虫のマーキング調査について」, 環動昆, 21(4):223-230.
アゲハチョウ	最大 400m以上	鈴木芳人・高木正見・山中正博(1974)「寝場所を利用したマーキング法によるアゲハの移動の研究」, 昆虫, 42(1): 79-86

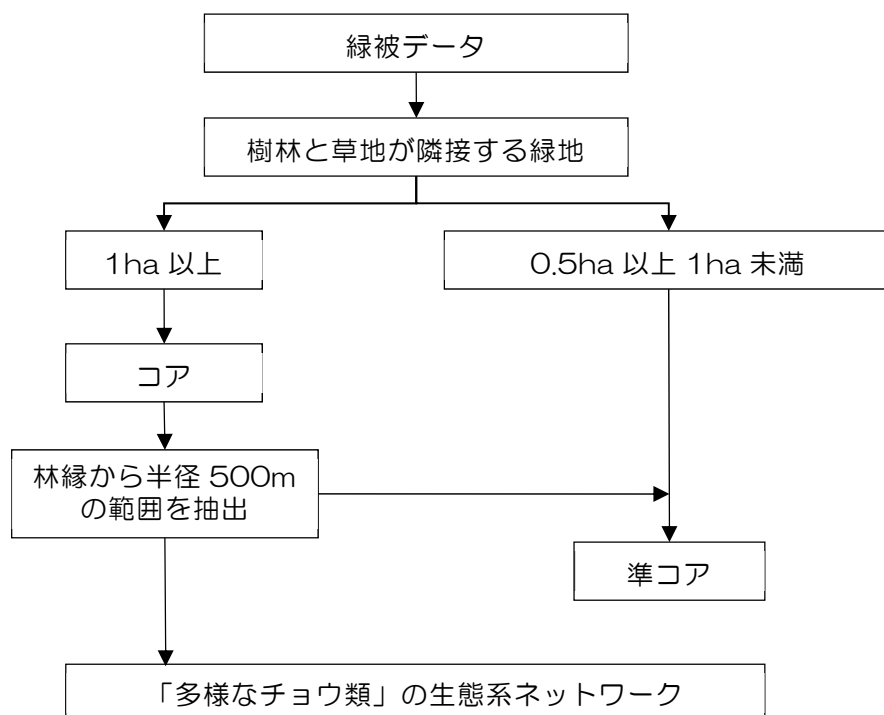


図 3-5 多様なチョウ類の生態系ネットワーク解析手順

② 解析結果

多様なチョウ類の生態系ネットワークの解析結果は図 3-6 に示すとおりである。

樹林と草地が隣接し、一定規模以上のまとまりのある緑地は市中央部で分断されており、多様なチョウ類が生息できる環境が少ない地域である可能性がある。

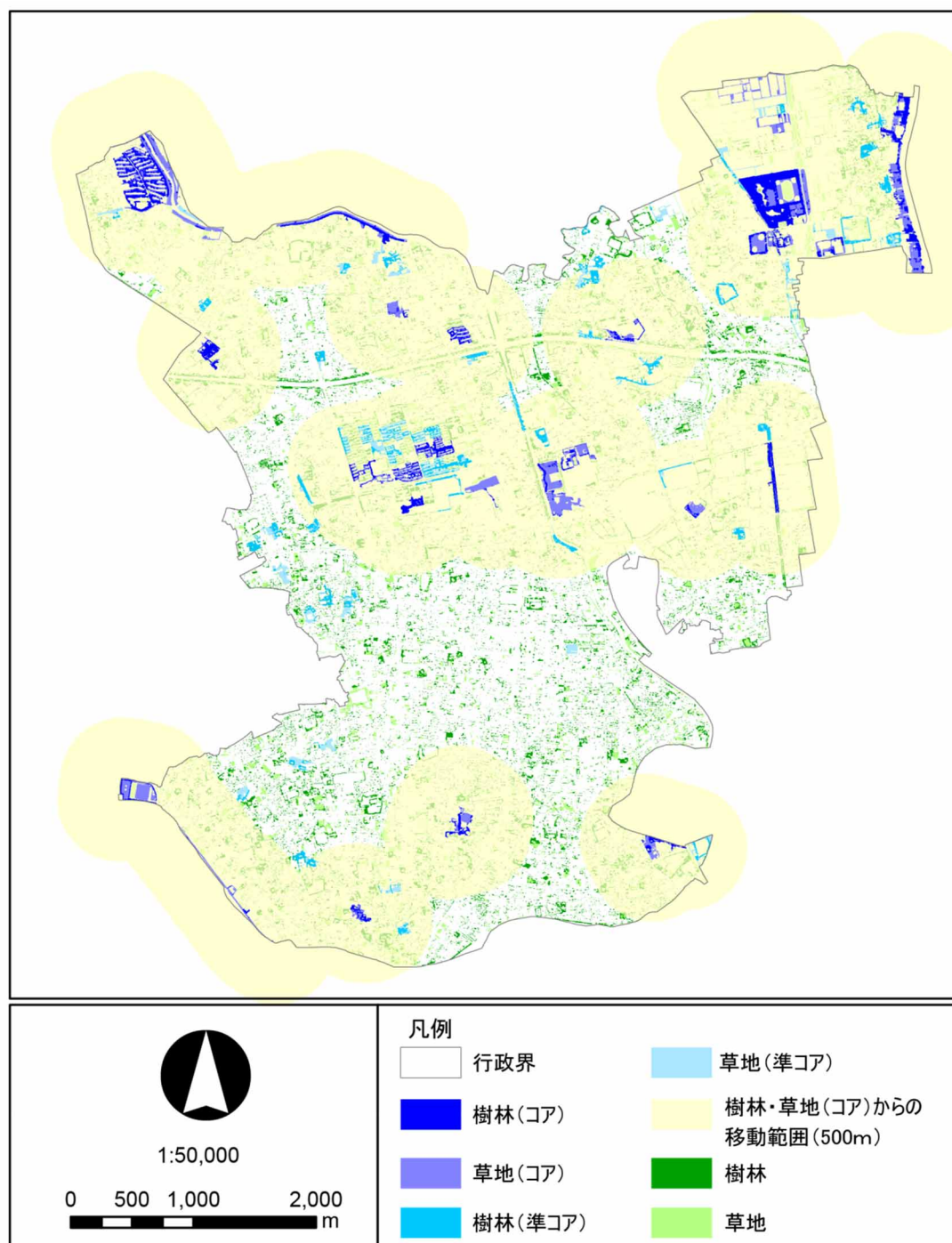


図 3-6 多様なチョウ類の生態系ネットワーク解析結果

4.3 トンボ類

(1) シオカラトンボ

① 解析方法

シオカラトンボは、小規模でも「明るく開放的な水域」を創出することで、容易に誘致ができる水辺のネットワークを解析する。

解析条件は、水域からの移動距離半径を 350mとした。表 3-5 に示すとおり、トンボ類の場合、これ以上の距離を移動する能力があるが、① 1 km 程度に設定するとバッファーで市全体が埋まってしまう、②隣接する水域に近い箇所に水域を創出することを誘導した方が水辺のネットワークが形成されやすいことを考慮し、過小評価ぎみの 350mとした。

表 3-5 トンボ類の移動分散の距離に関する記載

トンボ種名	移動分散の距離	出 典
アジアイトトンボ	最大約 700m	大野啓志・勝野武彦(2003)【都市河川における絶滅危惧植物ミズキンバイの分布とイトトンボ類の生息状況の関係】，日本緑化工学会誌，29(2): 343-351
アジアイトトンボ	最大約 1,100 ～1,200m	若杉晃介・長田光世・水谷正一・福村一成(2002)「アジアイトトンボの移動距離の測定，農業土木学会論文集」，219・127・132.
アオモンイトトンボ	最大約 700m	大野啓志・勝野武彦(2003)「都市河川における絶滅危惧植物ミズキンバイの分布とイトトンボ類の生息状況の関係」，日本緑化工学会誌，29(2): 343-351
シオカラトンボ	最大約 2 km	島村雅英・小野勝義(2004)「エコロジカルネットワーク調査『トンボはどこまで飛ぶか』調査結果」，横浜市環境科学研究所報，28: 52-57.
ショウジョウトンボ	最大約 1.3km	守山弘・飯島博・白木彩子・長田光世(1992)「谷津田環境の配置がもつトンボの種供給機能」，環境情報科学，21(2):84-88.
アオヤンマ	平均約 2,260 m、 最大 3,047m	河瀬直幹・夏原由博(2007)「都市近郊における希少種アオヤンマの生息条件と生息場所間のネットワーク」，環動昆，18(3): 123-131
オニヤンマ	平均 8.7km、 最大 26.6km	金子賢太郎・丸山特吾・永野治(2008)「国営昭和記念公園周辺に生息するタヌキの生息地利用について」，ランドスケープ研究，71(5): 859-864.

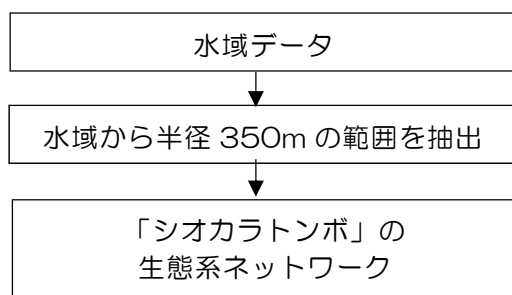


図 3-7 シオカラトンボの生態系ネットワーク解析手順

② 解析結果

シオカラトンボの生態系ネットワークの解析結果は図 3-8 に示すとおりである。

市のほぼ全域がカバーされており、シオカラトンボの確認状況と整合するが、過大評価となっている可能性もある。護岸の状態等、水域の解析条件を検討する必要がある。

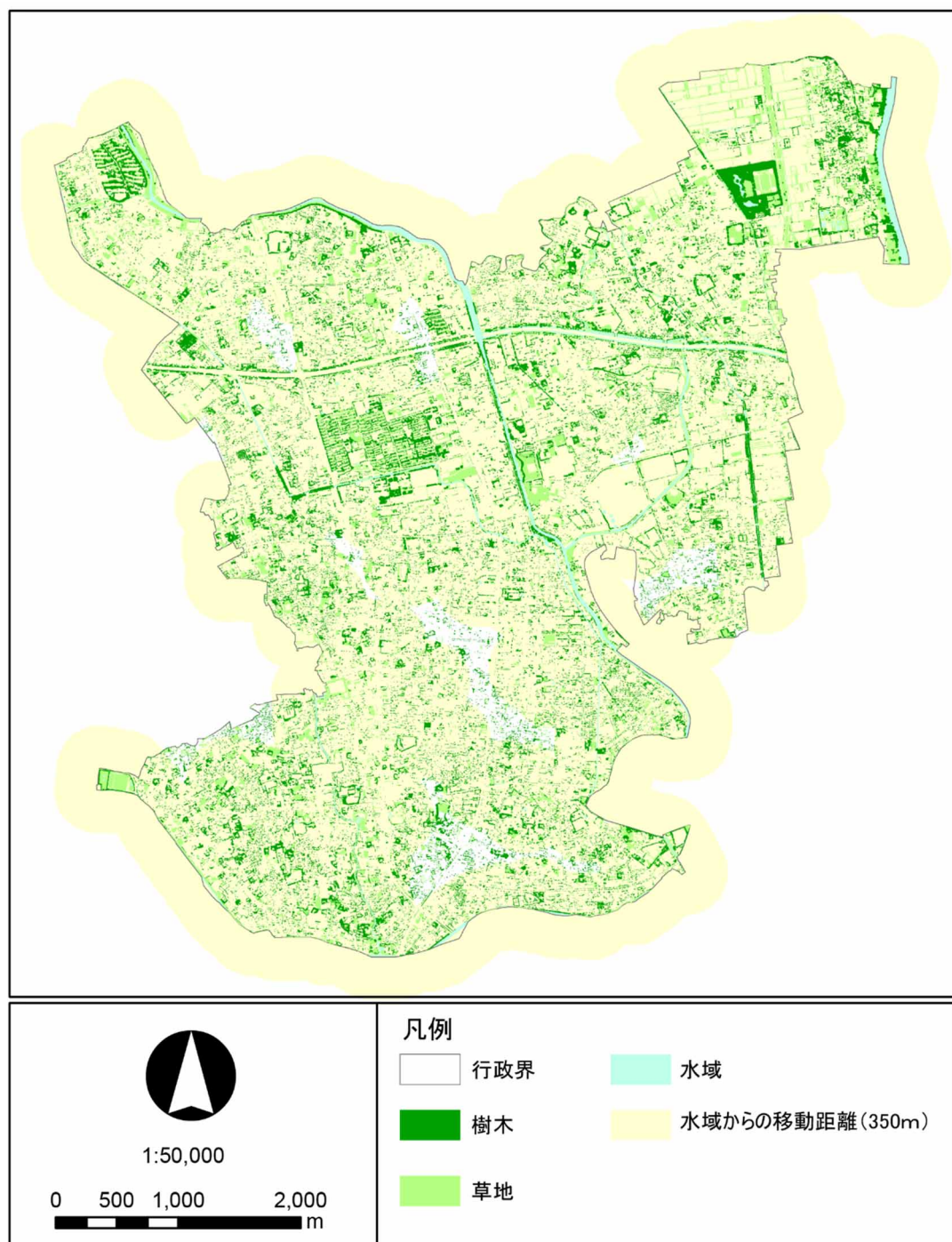


図 3-8 シオカラトンボのエコロジカルネットワーク解析結果

4. そうか生きもの調査の概要

そうか生きもの調査の手引き



そうか生きもの調査は、市内に生息・生育する動植物について、市民参加により調査を実施し、得られた動植物情報を草加の生きものデータベースとして蓄積して、今後の生物多様性の取り組みを進めるうえでの基礎情報として活用するものです。

調査員のみなさまには家のまわりや通勤、通学路など、草加市内の身近な場所で調査をし、見つけた生きものを報告していただきます。

未来の子どもたちのために、わたしたちのまち“そうか”に生息・生育する動植物について学びながら守る『生きもの調査員』として一緒に活動しましょう。

平成 28 年 6 月

草加市・そうか生きもの調査運営委員会

気をつけていただきたいこと

- ◆この調査は、生きものの採集をしなくても調べられる内容です。
調査対象の中には数が少なくなっているものも含まれていますので、調査にあたっては、生きものの保護にご配慮ください。
- ◆原則、民家や畑などには入らないでください。入る時は、所有者の方に許可をいただけてください。無理のない調査を心がけてください。
- ◆小学生は、必ず保護者や先生と一緒に調査しましょう。
- ◆調査員に登録していただいた方は、万一のけが等の際には草加市のボランティア保険の対象となりますが、調査の際はけが等をしないように十分気をつけてください。

調査を始める前に

調査を始める前に、次のものがそろっているか確認してください。もし無い場合は、事務局へ連絡してください。

「調査員バッジ」	調査員用のバッジです。
「そうか生きもの調査の手引き」	調査のすすめかたや報告書のまとめかたが書いてあるこの冊子です。
「調査種一覧」	調査する動植物の写真や解説を載せている一覧です。
「調査区域図」	調査場所を番号で表した地図です。
「そうか生きもの調査報告書」	調査した結果を報告するための用紙です。
『そうかの自然―身近な動植物たち―』	そうかの生きものを紹介したガイドブックです。

調査のすすめかた

そうか生きもの調査は、草加市を10の区域に分けて、その中で確認できた生きものを報告していただくものです。この調査では、調査種がどこに「いた、見た、見つけた」かについて調査区域の番号で報告してください。

◆調査場所

調査する場所は、草加市内のどこでもかまいません。自分の家のまわりや通勤、通学路など自分の身近な場所を調査してください。

◆調査する生きもの

調査種は、植物 14 種・鳥 14 種・昆虫その他 14 種の合計 42 種類あります。

「見つけた数」、「見つけた回数」は対象になっていません。

生きものによっては「春・夏・秋・冬」のそれぞれの季節でしか見られないものや、一年中見られるものなどがあります。名前を知らなかったり、見たことのないものも含まれているかもしれません。でも、じっくり観察すれば、みなさんのまわりにもいるかもしれません。注意して調査してみてください。

調査報告書の書き方

①報告書は調査月ごとに作成してください。

(調査した日が複数で欄が不足の時は、2枚目の報告書を作成してください。)

②氏名、調査した地域の区域番号を記入してください。

区域番号は、調査区域図を参照し、記入してください。

③調査した生きものが“はっきり確認できた”時は、報告書の生きものの左側の番号を「○」で囲み、発見区域番号、日付を記入してください。

④発見場所が具体的にわかる場合は備考欄に場所を記入してください。

⑤報告書の提出方法

◆調査報告書は調査した月ごとに作成し、原則1カ月に1回提出してください。

※ 提出は、提出月の10日までをお願いします。

◆調査しなかった、調査したが見つからなかった月の報告書は不要です。

◆報告書の提出は、郵送、FAX、メール、窓口への持参のいずれかの方法で提出してください。

◆報告書が足りなくなった場合は事務局に請求するか、コピーを使ってください。報告書のエクセルシートが必要な場合は、別途事務局へ請求ください。

◆調査種以外の生きものについては、わかる範囲でご報告ください。

生きものカレンダー

		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(月)
植物	1	在来タンポポ												
	2	セイヨウタンポポ												
	3	セイトカアワダチソウ												
	4	カントウヨメナ												
	5	キタミソウ												
	6	スミレ類												
	7	ミゾソバ												
	8	イヌタデ												
	9	ツユクサ												
	10	ヨシ(アシ)												
	11	ハンノキ												
	12	エノキ												
	13	クヌギ												
	14	幹周り2m以上の樹木												
鳥			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3 (月)
	15	メジロ												
	16	キジバト												
	17	コサギ												
	18	カルガモ												
	19	カワセミ												
	20	コゲラ												
	21	ツバメ												
	22	ツバメの巣												
	23	ハクセキレイ												
	24	モズ												
	25	ツグミ												
	26	オオヨシキリ												
	27	シジュウカラ												
	28	オナガ												
昆虫・蝶・その他			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3 (月)
	29	モンシロチョウ												
	30	アゲハチョウ												
	31	アオスジアゲハ												
	32	ナガサキアゲハ												
	33	ツマグロヒヨウモン												
	34	アカボシゴマダラ												
	35	カブトムシ												
	36	ニイニイゼミ												
	37	クマゼミ												
	38	ツクツクボウシ												
	39	オオカマキリ												
	40	シオカラトンボ												
	41	トノサマバッタ												
	42	アマガエル												
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3 (月)
		※ハンノキ・エノキ・クヌギの樹木は1年中見ることができますが、観察しやすい時期として 実のなる時期を — で示しました。												

参 考

◆在来タンポポとセイヨウタンポポなどは大変よく似ています。「調査対象一覧」や『そうかの自然－身近な動植物たち－』（冊子）を参考に調査してください。なお、『そうかの自然－身近な動植物たち－』29ページに「在来タンポポ（カントウタンポポとして載っています）とセイヨウタンポポの見分け方」があります。

◆飛んでいる鳥や飛び立った鳥の確認場所は、一番初めに見つけた地点としてください。

◆鳥類・セミ類は、鳴き声で確認できれば、見つけたとみなすことにします。

◆植物は、開花時のみ、樹木は、開花時か実のなった時のみ見つけたものとします。

◆対象とする生きものすべてを調べる必要はありません。わかる範囲で結構です。

◆万が一、調査中の事故が生じた際は、すみやかに事務局（環境課）まで報告してください。

事務局

草加市環境課 〒340-8550 草加市高砂1-1-1
TEL 048-922-1519
FAX 048-922-1030
メール kankyoka@city.soka.saitama.jp

そうか生きもの調査

平成28年6月24日 第1版

◇企画・運営

そうか生きもの調査運営委員会

◇事務局

草加市環境課

電話 048-922-1519（直通）

生物多様性そうか戦略

草加の自然の恵みを 次世代に引き継ぐ戦略

平成 31 年 3 月

編集・発行 草加市市民生活部環境課

〒340-8550 草加市高砂一丁目 1 番 1 号

Tel 048-922-1519 Fax 048-922-1030